

監 査 報 告 書

令和4年6月16日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学
理事長 大谷 泰夫 様監事 中 尾 繁 行 監事 嶋 天 剛 

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度における業務を監査いたしました。その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

私たち監事は、公立大学法人保健福祉大学監事及び監事監査規程に基づき、役員会に出席するとともに、法人の役員及び職員等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）並びに事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

- (5) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかを検討した結果、特に指摘すべき事項はありません。
- (6) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及びその他法人の業務の適正を確保するための体制が適切に整備及び運用されていることを検討した結果、特に指摘すべき事項はありません。
- (7) 役員の業務の遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

以 上